

SSHCONニュース

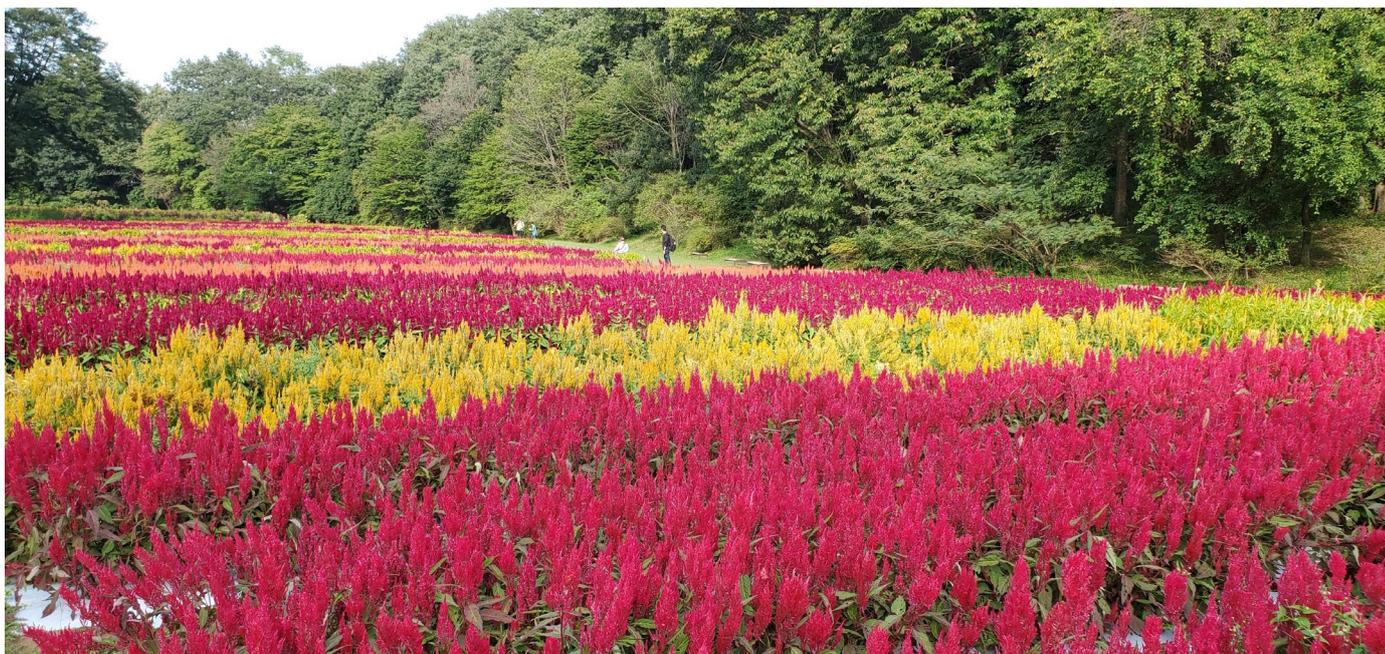
第84号 発行日：令和5年11月22日

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部

・Tel 048-649-8617 ・Fax 048-649-8618

・〒 330-0804 さいたま市大宮区堀の内町1-116-1 安藤ビル3F

・支部 URL <http://jashcon-saitama.com/>



今年の夏は各地で記録的な暑さとなりました。総務省の発表によると、令和5年5月から9月の全国における熱中症による救急搬送人員は91,467人で、平成20年の調査開始以降、2番目に多い搬送人員となっています。

埼玉県では、インフルエンザの患者数が10月末の時点で大幅に増加しているとして、「流行警報」が発令されました。10月に「流行警報」が発令されるのは統計を取り始めた1999年以降、初めてのことです。このまま感染者が多い状況で冬の時期に入ると、急激に感染者数が増加するおそれもあり、注意が必要といわれています。

寒暖の差が激しい時季になりますので、体調管理には十分お気をつけください。会員皆様のみますますのご活躍をご祈念いたします。 (事務局広報部)

ニュースの主な内容

- | | |
|------------|---|
| 1. 研修部だより | 2 |
| 2. 事務局だより | 2 |
| 3. 会員寄稿 | 6 |
| 4. 最近の報道より | 7 |

1. 研修部だより

第 131 回埼玉支部研修会を 12 月 15 日（金）14：00～16：00 に開催いたします。
開催案内は別途、1 カ月前に配信いたします。

（開催形式）ハイブリット形式

- ・会場：さいたま市民会館おおみや 集会室 10
- ・リモート参加：Zoom を使用

（講師）

- ・平内 和樹講師：労働安全衛生総合研究所 リスク管理研究グループ研究員
- ・小泉 潤一講師：労働安全衛生コンサルタント会埼玉支部会員

講演内容につきましては、開催案内の中でお知らせいたします。

（森玄正研修部長）

2. 事務局だより

（1）令和 5 年度臨時第 1 回幹事会（Web）が令和 5 年 9 月 9 日（土）にリモート会議方式で開催されました（下記報告事項は、9 月 9 日時点の情報に基づいて記載しています）。

I 報告事項

1. 支部長報告

埼玉労働局、労働基準監督署、労働基準協会などに挨拶廻りを実施。

インボイス制度が 10 月から始まる。3 年間までは消費税を 2 割に減額猶予すること（支部長会議報告参照）。

埼玉支部紹介のリーフレットを各労働基準監督署に置かせてもらうことについて、後日、労働局に対してリーフレット配布依頼文を提出するように指示があり、依頼文を提出しました。

2. 事業部会各部からの報告

(1) 企画部（真崎企画部長）

労働基準監督署に置かせてもらう埼玉支部紹介のリーフレットは、1500 部印刷の手配をする。10/19 の埼玉産業安全衛生大会に 200 部持参予定。

(2) 研修部（森研修部長）

定期研修会（第 130 回）を 2023 年 6 月 29 日にハイブリット形式で開催した。
市民会館おおみ出席者=14 名、Zoom による出席者=6 名。

- ・講演テーマ 「労働安全衛生に関する課題と対応」
講師：埼玉労働局 労働基準部 健康安全課長 繁野 北斗 講師
- ・講演テーマ 「イオン交換膜応用（分離・精製）技術の現状」

- 講師：労働安全衛生コンサルタント会 埼玉支部会員 大越 時夫 講師
 ・(周知) 制度説明 「インボイス制度における埼玉支部の会計手続きについて」
 講師：埼玉支部 田中正司会計部長

今回の研修会は外部講師を招いた研修会を12月開催の予定。

講師は安全衛生総合研究所の平内研究員と支部会員から講師1名を予定。

研修終了後の情報交換会(懇親会)は新型コロナ感染拡大防止の観点から中止とする。

市民会館おおみやで12/15(第一候補)かその前後を予定。

(3) 業務部 (堀江副支部長)

労働衛生工学専門員を産保センターと7名ほど契約しているが、新たに1名ほど追加される予定。

3. 事務局及び各部からの報告

(1) 総務部 (椎名総務部長)

会員及び事業部会員の入会・退会

	入会	退会
支部会員	谷津田 健(建 準会員) 松本寛史(衛生工学)	江藤浩之(神奈川支部に移動)
事業部会員	なし	斉藤忠雄(10月～)

(2) 広報部 (青木広報部長)

SSHCONニュース 83号発行(8月)

今回は10月に発行予定。

(3) 会計部 (田中会計部長)

支部会計の現状に関して、インボイス制度の関係があるので、来年の3月の会計監査の前に公認会計士の河合先生に帳簿の確認をしてもらう予定。

II 審議事項

- 12月研修会に関して(12月15日(金))。
- 南関東ブロック会議に関して。

III 次回幹事会の予定

2023年12月9日(土) 14:00～

(2) 労働安全衛生法に基づく免許試験、埼玉地区出張特別試験

2023年10月3日、令和5年度埼玉地区出張特別試験が大宮ソニックシティで開催されました。受験者数は1,953名で、埼玉支部からは13名の方が試験監督員として協力をしました。

尚、今回で埼玉地区出張特別試験は終了とのことです。(井上業務部長)

(3) 令和5年度南関東ブロック会議報告

令和5年度南関東ブロック会議が、10月27日(金)13時30分から千葉市のTKPガーデンシティ千葉で開催されました。南関東ブロック会議は、千葉支部・東京支部・神奈川支部・埼玉支部で構成され、本部はオブザーバーとして参加され、毎年1回定期的に開催されています。幹事支部は持ち回りで、今回は千葉支部が担当されました。

会議には、26名が参加し、埼玉支部から中澤支部長、堀江副支部長、井上業務部長、森研修部長の4名が参加しました。本部役員挨拶を藤井副会長がされた後、本部の田中専務理事より「本部令和5年度事業実施状況」、各支部からは「2022年度実績、2023年度状況」についてそれぞれ報告がありました。

休憩後、「第14次労働災害防止計画について」をテーマに千葉労働局健康安全課長の工藤様のご講演があり、引き続き第14次防に示された「労働安全衛生コンサルタントの活用」の各支部の現状と今後の課題について意見交換が行われました。各支部共通の課題として会員の高齢化、安特・衛特や相談の成約件数が増加しない等があり、それらの対応策として労働局と定期的な連絡会の開催や各種団体との連携拡大化等の活動紹介がありました。

会議終了後の情報交換会では、日常の個人的なコンサルタント活動の悩み事や工夫していること等を気軽に話合うことができ、会議と合わせて有意義な1日となりました。

(堀江副支部長)



(4) 埼玉産業安全衛生大会報告

令和5年10月19日(木)、RaiBoC Hall レイボックホール、小ホール(さいたま市民会館おおみや)にて埼玉産業安全衛生大会2023ー働く人の安全と健康のつどいーが開催されました。埼玉支部からは主催者側として中澤支部長が、関係協力者として椎名総務部長が参加しました。

事例紹介として、埼玉労働局労働基準部健康安全課長の繁野北斗氏から「行動災害を防

止するための対策～企業の実践事例の紹介～」と題して講演がありました。

特別講演では、中京大学名誉教授の湯浅影元氏から「安全に働くための体力づくり～トップアスリートから学ぶ～」と題して講演がありました。

会場は 300 名を超える参加者で、盛況のうちに終了しました。

講演会終了後のアンケートでは「具体的な事例紹介があったので、今後の安全衛生活動のヒントをもらった」「普段の生活の中にちょっとした運動、ストレッチを取り入れることで怪我防止や健康寿命が延びることがわかりとても勉強になった」「片道 2 時間の通勤の中に取り入れてみたいと思う」など、多くの感想がありました。

実践的な示唆を多くご教示いただいた講演会でした。(事務局広報部)

3. 会員寄稿「狭山湖ウォーキング」

埼玉支部 支部長 中澤富夫

新型コロナウイルス感染症が2019年12月に中国・武漢で報告されて、翌年「緊急事態宣言」発令とともに、労働安全衛生コンサルタントの活動が、制約されてきました。

その間、在宅時間が長くなり、多くの方々が経験されたように、私も運動不足となりました。対策として、自宅から狭山湖までの往復5kmのウォーキングを始めました。

ウォーキングコースは、なだらかな稜線に作られており、左右からの木で覆われていて夏の強い日差しをさえぎってくれています。稜線右手のトトロの森11号地を通過してしばらく進み、所沢西部浄水場の脇を通過して狭山自然公園方面に向かいます。

天気の良い日は湖畔の堤防の右手に富士山を眺めながら、堤防を渡りきったところが、いつもの折り返し点です。小休止後に帰路につきます。

38年前から所沢に住み始めて、このウォーキングコースは折に触れて歩いてきました。今回、四季を通してのウォーキングを行うことで、良質な自然が身近にあることのありがたみを感じています。

ウォーキングは年間100回、歩数は年間365万歩を目標にしています。昨年は目標達成できました。

継続することで、以前に比べて長い階段の上り下りや、徒歩移動が苦にならなくなりました。

埼玉支部の諸先輩は、種々の方法で体調管理をされていると伺っています。

諸先輩に倣って積極的にウォーキングを取り入れたメリットを実感しています。



ウォーキングコース



トトロの森 11号地



狭山湖より富士山の眺望

4. 最近の報道より

■厚生労働省その他の動き（気になる情報の抜粋）

月日	表題	概要
令和5年 3月	厚生労働省岡山労働局 トラックでの荷役作業時における安全対策が強化されます。	貨物自動車における荷役作業時の墜落・転落防止対策の充実に係る 労働安全衛生規則等の一部改正のポイント https://www.mhlw.go.jp/content/001108427.pdf https://jsite.mhlw.go.jp/okayama-roudoukyoku/content/contents/001514113.pdf
6月20日	厚生労働省 建築物の解体・改修等における石綿ばく露防止対策等検討会報告書	https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_33717.html
7月27日	厚生労働省 「労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令（案）」及び「労働安全衛生規則の一部を改正する省令（案）」等について労働政策審議会から妥当との答申がありました	（ラベル表示・SDS 交付等の義務対象物質の追加関係） https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_34352.html
8月4日	厚生労働省 令和4年労働安全衛生調査（実態調査）	事業所調査では、過去1年間（令和3年11月1日～令和4年10月31日までの期間）にメンタルヘルス不調で連続1カ月以上休業した労働者または退職した労働者がいた事業所の割合は13.3%〔令和3年調査10.1%〕となっている。 個人調査では、現在の仕事や職業生活に関することで、強い不安、悩み、ストレスとなっていると感じる事柄がある労働者の割合は82.2%〔令和3年調査53.3%〕となっている。 https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/dl/r04-46-50_kekka-gaiyo02.pdf
8月9日	国土交通省 建設工事における「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成	建設工事における「安全衛生経費の適切な支払いのための実効性ある施策」として、安全衛生対策の認識の齟齬の解消や、安全衛生意識の共有を図るため、「安全衛生対策項目の確認表（参考ひな形）」を作成した。 https://www.mlit.go.jp/report/press/tochi_fud

		ousan_kensetsugyo14_hh_000001_00163.html
8月29日	厚生労働省 石綿障害予防規則の一部を改正する省令の施行について	<p>石綿則第13条第1項で規定する措置（石綿等の切断等の作業の際）について、石綿等の湿潤化の措置に限定せず、石綿等の湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとした。さらに、石綿則第6条の2第3項第2号（同令第6条の3で準用される場合を含む。）で規定する措置（石綿含有成形品のうち特に石綿等の粉じんが発散しやすいものを切断等の方法により除去する作業及び建築物、工作物又は船舶に用いられた石綿含有仕上げ塗材を電動工具を使用して除去する作業の際）については、有効な呼吸用保護具の使用が義務付けられていることを前提として、作業の状況に応じた、最適な石綿等の粉じん発散防止措置を適切に講ずることができるよう、石綿等の常時湿潤化の措置に限定せず、石綿等の常時湿潤化、除じん性能を有する電動工具の使用その他の措置のいずれかの措置を行うことを義務付けることとした。</p> <p>基発 0829 第1号</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230829K0010.pdf</p>
8月30日	厚生労働省 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令等の施行について	<p>ラベル・SDS対象物質の規定方法を令第18条及び第18条の2の規定に基づき令別表第9に個々の物質名を列挙する方法から、「令」において性質や基準を包括的に示し、規制対象の外枠を規定した上で、厚生労働省令において当該性質や基準に基づき個々の物質名を列挙する方法へ改正を行うとともに、ラベル・SDS対象物質の追加等を行うため、令及び労働安全衛生規則について、所要の改正を行った。</p> <p>基発 0830 第1号</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001139723.pdf</p>
9月29日	厚生労働省 労働安全衛生規則の一部を改正する省令の施行について	<ul style="list-style-type: none"> ・化学物質のラベル・SDS 交付対象物質について、これまでの政令から省令で列挙した。 ・裾切値について、これまでの省令から告示で定めた。 <p>基発 0929 第1号</p> <p>https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/00115</p>

		0523.pdf
10月17日	厚生労働省 リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドラインの策定について	事業者、労働者、産業医、健康診断実施機関及び健康診断の実施に関わる医師又は歯科医師が、リスクアセスメント対象物健康診断の趣旨・目的を正しく理解し、その適切な実施が図られるよう、基本的な考え方及び留意すべき事項を示した「リスクアセスメント対象物健康診断に関するガイドライン」を策定しました。 https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_35778.html
11月7日	雇用管理分野における個人情報のうち健康情報を取り扱うに当たっての留意事項の一部改正について	https://www.gunmas.johas.go.jp/topic/img/572-0.pdf
11月9日	厚生労働省 労働安全衛生法施行令第18条第3号及び第18条の2第3号の規定に基づき厚生労働大臣の定める基準の適用について	譲渡又は提供に当たって容器等への名称等の表示及び文書の交付等をしなければならない化学物質を含有する製剤その他の物に係る裾切値を物の種類に応じて、告示において定めた。 厚生労働省告示第304号（令和5年11月9日） https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001164664.pdf 基発1109第1号（令和5年11月9日） https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001165499.pdf 皮膚等障害化学物質等に該当する化学物質について（基発0704第1号の一部改正） https://www.mhlw.go.jp/content/11300000/001165500.pdf

心理的負荷による精神障害の労災認定基準が以下のように改正されました。

(令和5年9月1日付)

仕事が原因でうつ病などの精神障害を発症した場合、労災認定する基準が12年ぶりに改正されました。

「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」(カスタマーハラスメント)や「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」などがあらたに具体的出来事に追加されました。

又、認定のハードルが高いとされた「病状の悪化」時の基準が緩和され、救済される範囲が広がることとなります。

心理的負荷による精神障害の労災認定基準の改正概要

(令和5年9月1日付け基発0901第2号)

改正の背景

精神障害・自殺事案については、2011(平成23)年に策定された「心理的負荷による精神障害の認定基準について」に基づき労災認定を行ってきた。このたび、近年の社会情勢の変化や労災請求件数の増加等に鑑み、最新の医学的知見を踏まえて「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」において検討を行い、2023(令和5)年7月に報告書が取りまとめられたことを受け、認定基準の改正を行った。

【改正のポイント】

■業務による心理的負荷評価表※の見直し

※実際に発生した業務による出来事を、同評価表に示す「具体的出来事」に当てはめ、負荷(ストレス)の強さを評価

◆ 具体的出来事の追加、類似性の高い具体的出来事の統合等

追加 「顧客や取引先、施設利用者等から著しい迷惑行為を受けた」(いわゆるカスタマーハラスメント)

追加 「感染症等の病気や事故の危険性が高い業務に従事した」

◆ 心理的負荷の強度が「強」「中」「弱」となる具体例を拡充

- ▶ パワーハラスメントの6類型すべての具体例、性的指向・性自認に関する精神的攻撃等を含むことを明記
- ▶ 一部の心理的負荷の強度しか具体例が示されていなかった具体的出来事について、他の強度の具体例を明記

■精神障害の悪化の業務起因性が認められる範囲を見直し

(改正前) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」(特に強い心理的負荷となる出来事)がなければ業務起因性を認めていない

➡ (改正後) 悪化前おおむね6か月以内に「特別な出来事」がない場合でも、「業務による強い心理的負荷」により悪化したときには、悪化した部分について業務起因性を認める

■医学意見の収集方法を効率化

(改正前) 専門医3名の合議による意見収集が必須な事案
【例:自殺事案、「強」かどうか不明な事案】

➡ (改正後) 特に困難なものを除き専門医1名の意見で決定できるよう変更

など

➡ 評価表の明確化等により、より適切な認定、審査の迅速化、請求の容易化を図る

(石田相談役 情報提供)

(気になるニュース)

棺のドライアイスで中毒 CO² 吸い込み、死亡事故も 消費者庁 (9/21(木) 18:06 配信)

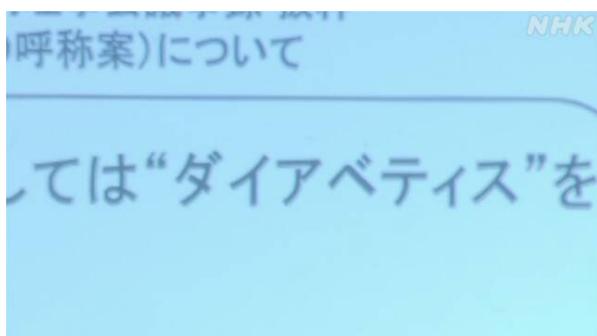


保存用のドライアイスと遺体が納められた棺のイメージ。近づくと二酸化炭素 (CO²) 中毒の恐れがある＝21日午後、東京都千代田区の消費者庁

葬儀で故人とのお別れをする際、ドライアイスを入れた棺に顔を入れると、気化した高濃度の二酸化炭素 (CO²) を吸って中毒になる危険性があるとして、消費者庁などが21日、注意喚起した。CO²中毒が原因とみられる死亡事故も起きており、同庁担当者は「棺に顔は入れず、手で頬に触れるなど他の方法でお別れを」と話している。消費者庁によると、宮城県の葬儀場で2021年5月、小窓が開いた棺の側で70代の人が意識不明で見つかり、その後亡くなった。20年2月には、沖縄県内の自宅に置いたひつぎに顔を入れた状態で発見された60代の人が死亡した。いずれも棺にはドライアイスが敷き詰められ、CO²中毒死の疑いがある。葬儀では一般的に、棺にドライアイスを入れて冷やし、遺体の腐敗を防ぐ。一方、CO²は空気よりも重く、低い場所にたまる特徴がある。国民生活センターは今年7～8月、約10キロのドライアイスを入れた棺のCO²濃度の推移を測定。ふたを閉めた20分後には、「ほとんど即時に意識消失する」とされる30%を超え、4時間後からは90%前後を維持した。ふたを外すと60%まで下がったが、50分過ぎても30%を下回らなかった。

(石田相談役 情報提供)

糖尿病の新たな呼称「ダイアベティス」とする案発表



2023年9月22日 18時11分

糖尿病に対する誤解や偏見を払拭(ふっしょく)しようと「日本糖尿病協会」などは、糖尿病の新たな呼称として英語の病名に基づいた「ダイアベティス」とする案を発表しました。

これは、22日に専門医などの団体、日本糖尿病学会と医師や患者で作る日本糖尿病協会が会見を開いて発表しました。

糖尿病は血糖値が高い状態が続いて、悪化すると腎臓病や失明、神経障害などにつながる病気で、国内の患者はおよそ1000万人に上るともされています。

2つの団体では、現在の糖尿病という病名は、

▽糖が尿に出ない患者も多く症状を正確に表していないうえに

▽「尿」ということばが不潔なイメージにつながり誤解や偏見を生んでいるなどとして、新たな呼び方を検討していました。

その結果、学術的に正しく、国際的にも受け入れられやすいことなどから英語の病名をカタカナにした「ダイアベティス」とする案でまとまったということです。

一方で、病名自体の正式な変更はすぐには難しいことから「ダイアベティス」という呼称は病気の啓発活動などの中で使っていくということで、今後1年程度をかけて、患者や行政をはじめ社会全体の合意を得ていきたいとしています。

会見に出席した日本糖尿病学会の門脇孝理事は「将来的には正式な病名の変更も視野に入れている。呼び方として定着することで、行政的なことばも変わっていくと考えている」と述べました。

(石田相談役 情報提供)

男性死亡…転落し全身強打、高さ4・9メートルの場所で作業中 手すりや囲いなし、会社を書類送検 落ちる寸前、男性は10トントラックのタイヤを運んでいた

2023/10/04 08:31 埼玉新聞

川口労働基準監督署は3日、労働安全衛生法違反で、埼玉県戸田市の貨物自動車運送業「ファトロジコム」と同社事業部長の男（47）をさいたま市に書類送検した。



反の
ース
ま地
書
骨平

書類送検容疑は昨年12月24日、同社敷地内の鉄骨平屋の倉庫において、同社社員の当時70代男性が高さ4・9メートルの中2階で10トントラック用のタイヤを運搬していた際、墜落防止措置を講じなかった疑い。

同労基署によると、男性は作業中に転落し、全身を強く打って死亡した。通常は高さが2メートル以上の場所で作業を行う場合、囲いや手すりなどを設ける必要があったが、同社は怠っていたという。同労基署は認否を明らかにしていない。

（石田相談役 情報提供）

次号は令和6年1月中旬頃発行予定です。皆様よりの情報提供を期待しています。また、コンサルタント事例としての経験談（成功談でも失敗談でも）を募集しています。それ以外の内容でも大歓迎です。寄稿をお待ちしています。

- ・今回のSSHCONニュースに対するご感想・意見等をお寄せ下さい。
- ・みなさんがお持ちの情報、写真等で会員のみなさんに提供したいものがありましたら、連絡下さいますようお願い致します。